

自動車税の課税誤りについて

1 概 要

平成 30 年度の自動車税定期課税において、軽課(軽減税率)の対象となるべき車両のうち、車イス仕様などの軽微な改造を行った自動車 98 台について、軽課を適用していなかったもの。

| 台 数 | 対象者数 | 課税誤り(過大)額 |
|------|------|-------------|
| 98 台 | 88 名 | 2,256,500 円 |

※対象自動車：日産(ノート)、トヨタ(シエンタ、アクア)など

<課税誤りの例(日産 ノート e-POWER) >

| | |
|----------------|----------|
| 軽課適用税額(①) | 9,000 円 |
| 通常税額(②) | 34,500 円 |
| 課税誤り(過大)額(②-①) | 25,500 円 |

<自動車税におけるグリーン化特例(軽課) >

新車に係る翌年度の自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減するもの

2 原 因

自動車税については、地方公共団体情報システム機構(JLIS)から提供されるデータ(車検証情報)により課税している。

このうち、平成 29 年 4 月 3 日から 9 月 29 日までに新規登録された車イス仕様などの軽微な改造を行った自動車のデータについて、軽課判定情報が正しく反映されておらず、各都道府県でデータを補正する必要があったが、JLIS との間の情報確認が不十分であったこともあり、補正対応をしていなかったもの。

3 対 応

課税誤りがあった対象者に対し、お詫びの文書と正しい税額を表示した納税通知書を本日送付する。

なお、すでに納付済みの場合には、早急に過納となった金額について還付の手続きを進める。

4 再発防止策

今後、同様の事例が発生しないよう、JLIS との情報共有及びチェック体制の強化を図る。

5 問い合わせ先

個別の課税案件について不明の点があれば、石川県総務部税務課自動車税グループ(076-225-1272 又は 1273)で対応する。